



ふくろうニュース

集团的消費者被害回復訴訟制度が成立しました

理事 根石 英行

No.21

2014. 1. 27 発行

集团的消費者被害回復のための訴訟制度が難産の末、ようやく成立いたしました。

昨年12月4日、参議院で、「消費者の財産的被害の集团的回復のための民事の裁判手続きの特例に関する法律」が可決され、施行は公布の日から3年以内となっています。

事業者が相当多数の消費者に対して、消費者契約に関して、共通する事実上及び法律上の原因に基づき金銭の支払義務を負うことを確認する1段階目の共通義務確認訴訟手続きと、共通義務に基づいて個別の消費者が自分の債権の確定を求める2段階目の手続きがあります。

1段階目の手続の原告となるのが適格消費者団体の中からさらに認定要件を満たした特定適格消費者団体であり、2段階目の手続においても、特定適格消費者団体が個別の消費者から授權を受けて、裁判所へ債権を届出て確定手続きを行うことになります。

例えば、中途解約の違約金を事業者が取り過ぎていた場合、そのような解約条項は消費者契約法9条1号に違反し、事業者が返金すべき義務があることを第1段階の手続において確定させます。そして、第2段階の手続において、途中解約していた消費者が債権を届け出、返金額が確定すれば、その消費者は返金を認めてもらった判決を受けたのと同じことになる、というわけです。

これまでの適格消費者団体による違法な消費者契約の差止めだけでなく、消費者の被害回復手続が認められたことは一歩前進ですが、消費者契約に関する損害賠償請求権のうち人身損害の賠償や慰謝料の請求等が除外され、この制度では商品代金の返金が限界であり、健康被害回復のために利用できる制度とは言えません。また、裁判で勝っても事業者に返金できるだけの資力がなければ支払いを受けられません。事業者の財産を保全する仮差押の手続が定められていますが、実効性は未知数です。さらに、この特例法の対象となる事案は、施行後に締結された消費者契約に基づく金銭請求又は施行後に行われた加害行為に係る損害賠償請求に限られています。これらの点から、新しい制度が適用される事案がどのようなものになるのか、制度が本当に消費者や特定適格消費者団体にとって利用しやすいものであるのかなどについては、実際の運用をしっかりと見極めていかなければなりません。

本特例法の施行までは期間がありますが、その間に、当法人としても特定適格消費者団体の認定を受けられるよう、組織的財政的な基盤の整備と、差止業務の実績の積み重ねがより一層必要となってまいります。会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

目 次

●消費者裁判手続特例法が成立しました … P1	●消費者問題雑感 その2 … P5
●差止請求事例集解説セミナー開催案内 … P2	●こんな相談受けました … P6
●早稲田自動車学園訴訟その後の経過他 … P3	●世羅町高齢者見守り研修会開催 … P7
●私と悪徳商法(その4 豊田商事) … P4	●お知らせ 他 … P8

2/20 差止請求事例集解説セミナー開催のご案内

事務局

2007年(平成19年)6月に消費者団体訴訟制度が導入され、この間、全国の適格消費者団体が行った差止請求(消費者に一方的に負担を強いるキャンセル条項の使用をやめさせる申入れ等)より、事業者が契約条項を改善するといった成果事例が出ています。消費者ネット広島も、貸衣装店やカルチャースクール等のキャンセル条項の改善などを実現してきました。

この度、消費者庁の主催で、これらの改善事例について紹介する場を設け、制度及び適格消費者団体の周知・普及を図るとともに、事業者による自主的な契約条項の改訂等の促進や、消費生活センター等での消費生活相談に役立ていただくことを主な目的に、「差止請求事例集解説セミナー」を、広島をはじめとして全国9か所で開催いたします。

セミナーでは、具体的にどのような事例が差止めの対象となり、どう改善されたか業種別にまとめて解説いたします。また、弁護士による消費者団体訴訟制度についての寸劇や先の臨時国会で可決・成立した消費者裁判手続特例法(集団的消費者被害回復訴訟制度)について、消費者庁からの説明も予定しております。



不当な契約や勧誘行為とはどんなものか知っていただく良い機会になるものと思います。事業者や消費生活相談員だけでなく、消費者や法律専門家、マスコミの皆様等、どなたでもご参加いただけますので、お誘い合わせのうえ多数ご参加ください。

広島会場のご案内

日時 2014年2月20日(木)13時30分～15時30分(受付13時)

会場 広島県民文化センター5F (サテライトキャンパスひろしま大講義室)
広島市中区大手町1丁目5-3

定員 100名 参加費 無料

内容(予定)

13:00 開場、受付開始

13:30 開会挨拶

寸劇「消費者団体訴訟制度って」(仮)

広島弁護士会「消費者一座」の皆さん

13:50 差止請求成果事例の解説と質疑応答

消費者ネット広島 副理事長 木村 豊(弁護士)

15:00 消費者裁判手続特例法の説明

消費者庁消費者制度課 政策企画専門官 宗宮 英恵

15:30 閉会

●参加申込みについて

人数の把握のため、事前申し込みをお願いしております。

消費者庁または消費者ネット広島のホームページより申込入力いただくか、
消費者ネット広島 事務局まで電話・FAX・メール等でお申し込みください。

早稲田自動車学園訴訟 その後の経過

理事 風呂橋 誠

消費者ネット広島が、平成25年6月7日に提訴した、早稲田自動車学園に対する中途解約条項使用差止等請求訴訟の続報です。問題となっている中途解約条項について、被告は、既に改訂済みと主張してきましたが、その改訂が、本件訴訟提起後になされたことは、前回報告したとおりです。

その後、本件裁判において、原告から被告に対し、「改訂済み」と主張している点について、いくつかの質問や指摘をしたところ、被告は、さらなる改訂を行い、また、新たに「中途解約返金事務処理規定」を作成したという証拠を提出してきました。

被告が、このような改訂作業を行ってきたことは、消費者ネット広島が適格消費者団体として活動した成果と言えますので、今後は、改訂後の規定等に問題がなければ、和解による解決を図っていきたいと考えています。



最近の検討事案の紹介

副理事長 木村 豊

消費者ネット広島では、毎月1回検討委員会を開催し、広島県、広島市などの消費者相談窓口から情報提供のあった事案、消費者ネット広島が毎週2回行っている専門相談窓口の情報提供があった事案などにつき、消費者の利益を守るために、事業者に対し、改善や差止を求める必要があるケースかどうかの検討を行っています。

こうした事案の中から、現在、自動車学校の不当契約条項の差止を求める消費者団体訴訟を提起しているのですが、毎月の委員会で検討する事案は常に何件もあり、検討メンバーはいつも手一杯という状況です。

現在取り上げている事例の中から、2つだけ紹介しましょう。

結婚披露宴や成人式のための貸衣装業者について、その事業者が設けている取消手数料（利用しないで解約したときの解約手数料）が高額すぎるということで、以前、その事業者に改善を申し入れたケースがありました。そのときには、この事業者はもっと低い取消手数料に変更すると回答したため、検討委員会ではこれを了承して、検討を終了することとしました。

ところが、最近になって、この事業者が以前の取消手数料の約款を現在も使用しているとの情報提供があり、調査したところ、この事業者と提携している結婚式場が、以前の取消手数料のままの約款を依然として使用していることがわかりました。

そこで、この事業者に対し、自社だけでなく提携先の結婚式場においても、低い取消手数料に変更した約款を使用するように申し入れましたところ、この事業者は、これを受け入れる旨の回答をしてきました。

インターネットで、メールマガジンに入力する仕事をすれば時給を支払うという副業サイトがあり、これを見て申し込んだところ、ホームページの作成を勧誘され、そこに掲載する

商品が売れたら、多額の手数料がもらえるとの勧誘もあって、ホームページ作成の契約を結んで多額の契約料を支払ったが、その後事業者からは何の連絡もないとの情報提供がありました。

同様の情報提供が複数あったことから調査したところ、全国で相当件数の同様の手口があり、しかも、そうした勧誘を行っている事業者は、多くは登記や会社の実態などがないものだということがわかりました。そこで、検討委員会としては、このような詐欺に類する被害事例はまだたくさんあるのではないかと思われることから、さらに情報収集をしながら、今後の対応につき検討を加えていきたいと考えているところです。

私と悪徳商法（その４ 豊田商事・ベルギーダイヤモンド事件）

弁護士 山田 延廣

私が経験した消費者事件で忘れられないのが豊田商事事件とこれに関連するベルギーダイヤモンド事件である。

豊田商事事件とは、１９８５年ころ、永野一男なる人物が豊田商事(株)会社を立ち上げ、高齢者を中心とする顧客に対し、利殖のために金地金を購入して利益をあげようを持ちかけて購入させたものの、金の現物は顧客に渡さず、「純金ファミリー証券」なる証券を渡し、この地金を運用して運用益(年１０～１５％)を配当する旨勧誘して約５万人から約２０００億円を集めたという事件である。当然、このような高利で配当を続けることはできず、得たお金は役員の浪費と、セールスマンにたいする高額な給料、ベルギーダイヤモンドなどの別会社の運営資金に充てられ、顧客に返すべき金地金はなく、証券は紙切れに終わってしまった。



この事件は、後に、①会長の永野が衆人の前で刺殺され、②ベルギーダイヤモンドは、ダイヤモンドを購入して会員となって他の購入者を紹介するとランクが上がり、多額の紹介料を得るというマルチ商法を堂々と高級ホテルで行い、これに殺到した主婦を中心にさらに多大な被害者を生み出し、さらに、③この豊田商事の破産管財人に中坊公平元弁護士が就任して活躍したという様々な話題を提起した事件である。また、これ

では、これら被害者は儲け話に安易に乗った者で、消費者被害とはいえないのではないかと考えていた消費生活センターが、これら事件も消費者被害事件であるとして積極的に救済に乗り出す契機ともなった。

私たちは、広島においても、この豊田商事事件やベルギーダイヤモンド事件に対し、いち早く弁護団を結成して訴訟提起して被害回復に乗り出した。豊田商事に関しては、残った役員やセールスマン(電話セールスマン)を探し出し、これらに対してまで損害賠償請求した。安易に悪徳商法に加担することは許されないことを知らしめるためでもあった。ベルギーダイヤモンドに対しては、愛知県警が押さえていたダイヤモンドを差押えて競売に付した。弁護団は、「これで被害回復や弁護団費用を賄える。」とほくそ笑んだが、何と！何千万円するはずのダイヤの競落価格は１００万円にも満たなかった(ガックリ)というオチまで付いた。これ以来、宝石類は、客観的な価値よりも、主観的な価値の重きがあることをよくよく知った。

この豊田商事商法は、今、蔓延している①高齢者を相手にし、②現物を持たないペーパー商法の、また、③無差別に架電する電話勧誘による悪徳商法のはしりでもあった。また、ベルギーダイヤモンド事件は、蔭でこっそり行われていたマルチ商法が華やかな装いで登場し、これにクレジット会社が絡んできたというマルチ商法の近代化を象徴する事件でもあった。

このような事件が、より洗練された形を装って、未だに連綿と続く状況を見てみると、一体、私たち（私）は、何のための、何に対して「闘ってきた」のであろうかと考え込まざるを得ない。「お金儲けが何で悪いのか」と嘯き、「お金を得るために手段を選ばない。」人々の存在は何故なのか、「このような、お金だけが崇拜される世の中」は何時まで続くものなのか？これまた考え込まざるを得ない。

消費者問題雑感 その2

監事 廣島 敦隆

消費者問題として挙げられている「オレオレ詐欺」や「モニター商法」などの種類は増える一方で、減少する兆しはありません。

これら様々な悪徳商法を一つの言葉でまとめると「詐欺的商法」と言えるでしょう。仮に消費者を積極的にだまさなくても、重要な事実をあえて言わないで、契約する場合も含まれます。

詐欺的商法は日本の専売特許、とは言いませんが、日本人の特性にとっても合致しているのです。

第1に、日本人は嘘をつくことにほとんど心の抵抗が無いのです。裁判の尋問でも、証拠がない限り、嘘は言い放題です。

「嘘も方便」として、嘘をつくことは社会に公認されているのです。従って、詐欺師は堂々と何の引け目を感じることなく嘘を言うのです。

国会の議員と官僚のやりとりなど、とても参考になると思います。

第2に、自分で判断する面倒を省き、多数の意見(「世間」とか「みんな」とかいう)に従うという謙虚な性格です。

さらにもう一つ、詐欺師の研鑽・努力もあるのです。

それは、人間心理を深く研究した上、作成したマニュアルというだましの切り札を持っているのです。

だから、かなりの知力のある消費者も見事にだまされるのです。

今回は、そのだましの心理についてお話ししましょう。

キャラクターのふくろう みはる(母親)とまもろう(子)

母子のふくろうをモチーフに、2羽のふくろうが Consumer(消費者)の頭文字 C の中におさまっており、母親ふくろうの片方の羽根で子ふくろうを守っています。

ふくろうは知恵と眼力を持ち、獲物を捕えるときは勇猛果敢。消費者ネット広島の願いも同じです。



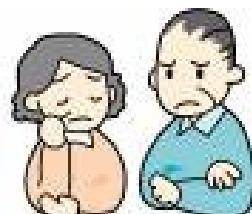
●農薬混入で問題になっている冷凍食品のことで、メーカーに電話するが繋がらない

本来含まれていないマラチオンという農薬が、一部の商品から検出されたため、メーカーが回収していますが、窓口の電話回線が込み合っているために繋がらないことが多いようです。

消費生活センターでも、商品の返送先や方法について情報提供をしています。

○アクリフーズの商品がありますが、対象ですか？

アクリフーズ群馬工場での生産商品 94 品目すべてです。アクリフーズのホームページで対象商品のパッケージ画像を見ることができます。商品名がわかれば、消費生活センターでも対象か否か情報提供しています。輸入品でパックのみ群馬工場で行ったものは、対象外となっています。スーパー等のプライベートブランド商品にも該当品があるので注意が必要です。



○対象品を食べて体調がすぐれない。どうしたらよいのか？

マラチオンという物質が含有された食品を食べた可能性がある旨を医師に伝えて、受診してください。(受診料はメーカーが負担します)

○以前、対象品を食べたが、大丈夫なのか？

吐き気、嘔吐、下痢、腹痛、唾液分泌過多などの中毒症状を引き起こさなかったのであれば、特に問題はないと思われます。(不安であれば、医療機関を受診しましょう)

●メーカーの問合せ先、商品の返送先はこちらへ

メーカーの問い合わせ先 電話 0120-690-149

商品の返送先 〒370-0523 群馬県邑楽郡大泉町吉田 1201

アクリフーズ株式会社 群馬工場

毎週火・木曜日は専門相談員が情報受付しています

消費者ネット広島は、消費者の皆様からの消費者被害等の情報に基づき、不当な契約や悪質な勧誘行為等を行う事業者に対して申入れを行い、被害の拡大防止のために改善を求める活動を行っています。

活動の源は、会員の皆様からの情報提供です。

昨年 10 月より、毎週火・木の 14 時～16 時は、弁護士や司法書士等が電話で受付をしており、内容によっては解決のためのアドバイスも行います。

※その他の曜日は従来通り事務局が対応します。



会員の皆さまからの情報提供をお待ちしております。

異変に気づくために、最新の手口を知ることが大切!

～世羅町のケアマネ、ヘルパーさんを対象に高齢者見守り研修会を開催～

去る1月14日、世羅町のケアマネージャーやヘルパー等が集う地域連携ネットワーク会議において、「高齢者の消費者トラブルと見守り」についての研修会が行われました。

講師の福山市消費生活センター相談員の花本のぞみさんから、「海外宝くじや懸賞金詐欺」「健康食品の送りつけ」「還付金詐欺」等、最近の相談事例についてのお話や、寸劇による高齢者を狙った、劇場型勧誘（複数の業者が役回りを分担し、パンフレットを送り付けたり電話で勧誘したりする）の手口が紹介されました。寸劇では参加者の方に騙し役や被害者役を演じてもらい、会場は大いに盛り上がり、楽しく学ぶことができました。

「悪質商法捕り物帳」というDVD観賞もあり、高齢者を消費者被害から守るためには、見守りをされている方がまず、何よりも異変に気付いていただくこと。そのためにも、最新の手口の情報を得るようにすることが大切だと力説されていました。

花本さんの優しく語りかけるようなお話に、参加者の皆様が聞き入っていました。学んだことを活用されて、少しでも多くの消費者トラブルを防ぐことができれば嬉しいです。(取材 牧野則子)



講師の花本さん

●3/8 消費者問題シンポジウム 開催予定!!

～食品表示法についての講演と消費者、事業者、行政によるパネルディスカッション～

昨年6月に、現在の食品表示について規定している食品衛生法、JAS法、健康増進法の3法を統合した「食品表示法」が成立・公布されました。この法律は、消費者が食品を摂取する際の安全性の確保と自主的かつ合理的な選択機会の確保を目的に、食品表示を一元化するもので、2年以内の施行に向けて、現在、内閣府消費者委員会では3つの検討会を設け、「表示基準」について検討を始めています。

今回のシンポジウムでは、食品表示の問題について、消費者・事業者・行政、それぞれの立場から、消費者や事業者の双方にとって効果的な制度にするためにどんな基準が必要か、意見交流、問題提起をしていただきます。現在、詳細について準備をすすめているところですが、企画概要についてご案内いたします。

シンポジウムの企画概要 主催 内閣府消費者委員会、特定非営利活動法人 消費者ネット広島

●日時 2014年3月8日(土) 13時30分～16時30分(開場13時予定)

●開場 広島 YMCA 3号館 多目的ホール(広島市中区八丁堀7-11)

●内容 公開シンポジウム「食品表示法について」

基調講演 「消費者委員会の活動と食の安全」 講師 消費者委員会委員長 河上正二

講演 「食品表示について」 講師 日本獣医生命科学大学応用生命科学部長 阿久澤良造

事例報告 「食品表示に係る問題について現場からの事例報告」 広島県生活センター

消費団体者、事業者団体、行政によるパネルディスカッション

見守りねっとメルマガ登録用アドレス変更のお知らせ

高齢者の消費者被害防止のために、昨年10月よりはじめています「見守りねっとメルマガ」も、おかげさまで登録者も250名近くとなりました。この度、運営管理上のシステム強化のために、登録用のアドレスを変更することになりました。既に登録されている方については、あらためて手続きの必要はありませんが、2月1日以降に新規登録を希望される方は、下記のアドレスまたはQRコードから申込まいただきますようお願いいたします。



◎パソコン・携帯等からのご登録◎

下記のメールアドレスに空メールを送信
mimamori@shohinet-h.or.jp

◎QRコードからも登録できます◎

下記のQRコードを読み込み、
表示されたメールアドレスに空メールを送信



会員募集中

消費者ネット広島の運営は、会費と寄付で賄われています。

個人正会員	年会費	2,000 円
団体正会員	年会費	5,000 円
個人賛助会員	年会費	1,000 円
団体賛助会員	年会費	3,000 円

●会員の特典

会員の方には、ふくろうニュースのお届けと、講演会やシンポジウム等の各種イベント情報や、事務所で開催中の「オシャベリひろば」の案内をしています。



●事務所はこちらです。

会員どうしの「オシャベリひろば」にお気軽に、お越しください。



内閣総理大臣認定
適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者ネット広島
〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル 3階 D号室
TEL:082-962-6181 FAX:082-962-6182
HP: <http://www.shohinet-h.or.jp/>